

## 志賀直哉の「母親達」

松井貴子

はじめに

直哉には、実母銀の他に義母浩と実質的に母親役をはたした祖母留女という「母親」がいる。留女は直哉の兄直行が二才八月で夭折したことを銀の責任とし、嫡男となった直哉を育てさせようとせず、直哉は二才で生地石巻から東京に移って以来、同じ家に暮らしながら、実母の手を離れ、祖母留女に養育されることとなった。直哉が十二才の夏、銀は亡くなり、父直温は、その秋には後妻浩を迎え、異母弟直三と五人の異母妹が生まれている。

これら三人の女性が、直哉の意識の中でどのように認識され、位置付けられているか、直哉の幼年期から青年期にかけて形成された「母親」像がどのようなものであったか、眺めてみたいと思う。

### 祖母留女

直哉は次の家長になるものとして留女に特別に養育された。こうした祖母の愛情の偏りを弟直三は敏感に感じとり、『阿呆伝』（昭和33・1新制社 五〇、六一、六九頁）に記している。留女は直哉を盲目的に愛し、直哉自身もまた、それに応える愛情を抱いていた。作品中にも、

「彼は祖母との関係では『ほう満』した愛情を感じてゐた」

「僕程に祖母の愛に王冠をかぶせたりそれを蓮臺にのせたりして喜んでゐる者はないだらうと思ふ。」（大正3・10草稿

「死ね死ね」（和解 或る男、其姉の死）「2」―五八五頁

下、五八八頁上）

「『祖母がるる』と自身でも思つてみる。母が生き（ママ）

ゐても祖母程に烈しい愛を自分にそゝげなかつたに相違ない、と思つてみる。同様祖母程自分も母を愛さなかつたかも知れない、と思つてみる。「(「草稿」或る男、其姉の死 自転車)」[2]—五九七頁上)「祖母は絶えず彼にとつて喧嘩相手であつたけれど総ての人類を通して彼には唯一の人間であつた。」(明治45 未定稿補遺1「或る旅行記」[15]—三三三頁上)と祖母を実母以上の存在とも認識し、一体感として捉えている。

直哉にとって留女は、物心ついた時には最も近い存在であり、直哉がまだ未熟で脆弱であつた時期に直哉の心の中に入り込んだ存在であつたといえる。

大正元年九月、「中央公論」に発表された「大津順吉」には、(類似赤痢にかかり)

「私は何年ぶりかで又祖母だけの看護を受けた。或時仰向けに寝ながら、祖母の仕てくれるままに腹の菟弱を取り更へて貰つてゐた。すると私には不圖幼年時代の情緒が起こつて来た。夫れは祖母の體の独特な香が私に幼年時代——其頃はいつも抱かれて寝てゐた——を突然に憶ひ起さしたのであつた。」[2]—二六四頁)

という経験も書かれている。

ここには祖母に対しての嗅覚による認識と満足がある。直哉にとって留女は、生理によってとらえられた存在でもあつ

た。それだけにつながりが深かつたともいえるが、原初的であり、直哉が成長し、人間として自立するにしたがつて克服されてゆく。

初めは、祖母の生まれの天保の古さをとらえ、「自分は祖母を愛したい 祖母位自分を愛してくれるものはない 然しお婆さんは天保である お婆さんの喜ぶものと自分の喜ぶものとお婆さんの悪むものと自分の悪むものとは中々一致しない」(明治39年5月7日付有島生馬宛書簡[15]—五〇二頁)

と祖母と自分との差異を自覚する。留女は天保七年生まれ。明治維新の世の中では、一般に天保生まれは若者が古さを指摘する時代後れの代名詞であり、以前の武士社会に生きて現実社会に取り残されて生きる代名詞となつていた。明治の青年らしく祖母とのずれを意識し、その前時代的な祖母のゆき方、考え方の中に埋没してはならぬという、自立の決心めいた内面を語るのである。しかし、

「孫を愛するといふ事それがお婆の唯一の楽しみであるのだ、だから僕はそれに対して別に負ふ所は少しもない——随つて、自己の欲する所、主義とする事と少しでも一致しない場合には平気で犠牲にせざるべからず、なんて思つてゐた、自分はお婆さんに依つて決して束縛されまいとかう實は思つてゐたのだ、」(同書簡[15]—五〇二頁)

という祖母に愛されることに對する氣持、祖母の愛情に反しても自分の道を行こうと思う氣持を持つ一方、祖母を愛する氣持、祖母に心配をかけたくないという氣持もあり、自立と依存の併存した複雑な心理状態も記しており、成長期の心の揺れ動きがわかる。

末永警宛書簡（明治39年5月22日付）でも、祖母が自分の性格の一部を形成したこと、祖母の愛によつて毒されたことを言い、それを克服するために古い道徳を捨て去ること、自己を確立することを訴え、結局、自分を確立するゆき方にさし支えがない粹内で、祖母の愛をうけ容れることを決心したことを明らかにしつつ

「なる程お婆さんの愛は自分にとつては恐るべき毒であつた。若しも自分にお婆さんがなかつたら自分はモット偉い男だつたに相違ない、

モット意志の強い男だつたに相違ない、

今日自分の弱い所は皆お婆さんの賜物だつたかも知れない、」（「12」―一九頁）

「自分はたしかにお婆さんによつて害された――少しも差支えない――差し支えがあつてもかまわん――どしどし愛してどしどし害して下さい――自分は喜ぶで害されます――」（「12」―一九頁）

と書き、祖母からの脱皮を意図する氣持が次第に強まったこ

と、その愛情からくる束縛と、その愛によつて毒された部分のあることを明らかにしている。

日記では、

「僕はお婆さんが祖母なるが故に愛するのではない、自分は祖母或は父母といふ名に服従して自己の幾分も滅却しないつもりだ、――君主に對しても同じ事だ、」（「12」―二〇頁）と自己確立への決意を強く語る。そして翌年の七月六日には、「午前祖母に怒つていゝ氣持になる」（「10」―二六四頁）と記しているのであり、明治三十九年頃に、直哉の意識の中に祖母離れがあつたことを、これらの書簡・日記は物語る。

女中との結婚を自分で決意し、家中の反対の中、祖母と正面から対立して「僕はお祖母さんを捨てる許り」（「大津順吉」〔2〕―二九七頁）と、作品の中で言いきるのも、その一つの現れであろう。

このことは留女への思いは動物的ともいえる生理的なつながりに根ざすものであつたが、その原初的な部分がある程度まで満たされていたことによつて直哉は、そこを土台として、死に別れた実母や義母との関係を客観的に見る事ができたと思われる。

### 実母銀

実母が生きている時の記憶としては、女中のように働いて

いた母、足袋のことで母をいじめたこと、母の妊娠を知って喜んだこと、母の死の床が直哉の印象に残っていた。

例えば「白い線」（昭和31・3「世界」）には、

「私は母の體臭は覚えてゐない。然し今でもはつきり憶ひ出せるのは母の足のふくらはぎに白い太い線のあつた事で、母は女中のやうに尻を端折り、白い腰巻を出し、四這ひになつてよく縁側を拭いてゐたが、そのふくらはぎにその白い線があつたのを憶ひ出す。私は若い頃、女の人の足で、それを見る度に亡くなつた母を憶ひ出した。私はふくらはぎの白い線で漸くはつきり母を憶ひ出すことが出来るのである。」

（「4」一六〇九〜六一〇頁）

とあるが、ここで直哉は、女中のように働いている母を眺めているだけで、体臭を感じる程に、母に近寄ってはいない。父母に親しむ機会をほとんど持たないまま祖父母に育てられ、特に祖母に溺愛されていたためとはいえ、実の子としては淋しい記憶である。

幼い日の具体的な思い出としては、一つは、片瀬に水泳に行っている時、祖父から母の妊娠を手紙で教えられ、いつもは、家中の皆に買って帰る土産を、「特別に母だけに」することにしたという記録がある。直哉は、

「江の島の貝細工では蝶貝といふ質が一番上等となつて居たから、それで頭の物を揃へようと思つた。櫛、笄、根掛け、

簪、これだけを三日程かかつて叮嚀に見立てた。」（「母の死と新しい母」明治45・2「朱變」〔1〕一三四二頁）

のであるが、この時、母に対して持った「褒美をやる」という意識、上の者が下の者に向つて物を言うような感覚は、子の母に対する普通の直線的な愛情からくる感覚とは思われない。これは、直哉を実母から引き離して育てた祖母の、息子の嫁銀に対する言い方であり、直哉の中に、祖母の銀に対する態度が自然に浸透して出てきたものと見るのが自然であろう。

帰れる日が待遠しく、早く帰りたいかた家に、直哉が土産を持って帰ってみると、母は悪阻で寝て居り、土産を渡したが、翌日には、その土産のことも、直哉が帰ってきたことから憶えていない程、状態は悪く、数日後に、家族に看取られて亡くなってしまう。この時には、翌日、母の口から泡が盛り上がっていたこと、棺に釘を打つ音の印象（「1」一三四六頁）はあるが、それだけである。

この他には足袋のことで母に疔癩をぶつけた記憶（「母の死と足袋の記憶」大正6『大津順吉』新潮社〔1〕一三五六頁）があるが、十二才にもなった少年の記憶しては少し乏しい気がする。

直哉の亡くなった実母に対する思いは、

「私はその時分廿七で、十三の時に生母と別れたが祖母は非

常に私を愛してくれて、母が生きてゐても恐らく祖母の半分も私を愛しはしなかつたらう、と思ふ位です。然し私はイヤが上に母の愛といふものが欲しいのです。」（「草稿」〔薫さん〕「冬の往来」明治42・11「3」一五五六頁上）

とあるように、他によって代償できない母の愛情に対する飢えを表明している。

この感情は「或る男、其姉の死」（大正9・1・6日）3・28日「大阪毎日新聞」でも、兄という第三者的な設定で自分を語り、

「兄は又かなり感傷的な方でした。一つは八つで実母を失つた事が何時までも兄の感傷にからまりついてゐたからでもあつたやうです。」（「2」一四三六頁）

「殆ど盲目的に兄を愛してゐた祖母だけの愛情はその母と雖も逆も持つ事は出来なかつた」「『お母さんが生きてゐた所で、お祖母さんの三分の一も愛し合へたかどうかかわからない』と。が、それにしろ、兄には何か祖母だけでは満たされない気持がありました。そしてそれを兄は矢張り亡き母の幻影に求めて居たのです。妙な事です。祖母の愛には飽き満ちながら、兄は尚も愛情を求めてゐたのです。」（「2」一四三七頁）

と、作中に設定した弟の目を通して客観的に表明するのである。「或る男、其姉の死」は、直哉自身の説明によると、「事

実と作り事との混合」（「創作余談」昭和3・7「改造」〔8〕一四頁）であるが、（父との）「不和を主にし、丹念にその原因を追及して書いた」（「細川書店版『或る男、其姉の死』あとがき」昭和21・12「8」一四七頁）もので、「姉といふ架空な人物などを出して、私の実生活とは離れたものにしたが、父と私との不和の心理だけは出来るだけ追求」（「現代日本文学選集『和解』はしがき」昭和23・8細川書店〔8〕一七〇頁）した作品であるので、不和にからむ、登場人物の心理は、現実に近いものとしてとらえてよいであらう。

直哉が実母を慕う気持は、動物を描く際にも働いているようである。直哉が「生き物を書くことが好きで、此小説も大部分それである。」（「創作余談」〔8〕一一頁）という「濠端の住まひ」（大正14・1「不二」）は、全体に淡々とした筆の運びで描かれているが、その草稿「独語」（大正3・6）では、猫に母親を殺された雛鶏の様子を、「子をかばうて自分が殺されました」という隣の細君の言葉に触発されて、「其晩は此六七羽の雛は一緒に一升枘に入れてねかされてゐた。而してこれ等の雛は其時から孤兒になつた。此頃は雛のとやにつく時で三週間ちがひ位の雛が六七羽づゝ三組ゐた時だった。而してその可哀想な雛より三週間先にかへつてもう雌雄のわかる位になつた雛が未だ夜は母雛に抱かれて眠り

晝は餌と呼ばれてゐるのに、母を失つた雛等は同胞で一つ餌をとり合ひ、逃げ追ひかけなどしてゐた。(わきに餌があつても自分でひらう事を未だよく知らないから、他のくわへてゐるのを取らうとする。これに若し母鳥があれば餌を一寸くわへて又地へ落としてやる、すると雛はその餌である事を知るのだ。) 母のない雛を自分は氣の毒に思つて見てゐた。〔3〕一五五三頁下)

と、感情移入して描写してゐるのを見れば、直哉が亡くなつた母を慕う心持が非情に強く、それが、このように創作の対象をとらえる時にも影響を及ぼしてゐることがわかる。そしてまた、実母につながる事柄は、直哉の父との不和の感情にも働き、変化をもたらす。

明治三十四年、足尾銅山鉍毒事件が社会問題となり、直哉が鉍毒地を視察に行こうとしたことで、父子の不和が起こり、この対立感情は様々な要因から長く継続されていった。いまだ不和の解けない明治三十九年の夏、直哉は、父がいつも洋服を作る高級洋服店で、大学の制服をあつらえた。このことで、父と衝突した直後、直哉は父と共に、父が買った宮城の銅山を見に出かけている。その時、鳴子温泉で、以前は、志賀家も非常に貧乏だったという話になり、父が、「お前のおつ母さんが来た時はそんな風だった」と、亡き実母の事を口に出されると、感情的に衝突したばかりの父に対しても、

「今父の口から僅でもこんな風に云はれると、矢張りわけの分らぬ感動を覚え、やがて父に対しても、父子らしい気持が湧いて来た。」〔「山形」昭和2・1「中央公論」〕〔3〕一三七五頁)

という気持になつてゐる。そこに母親を通して父と和解する感情が生れるのであり、ここに直哉の精神生活の中での実母の位置づけがわかる。同様の感情は、明治四十三年一月二十四日の日記に、

「祖父母の教育が父母に遠けたのが悪いといふ時、先妻も泣いてゐた事がありますと父がいつた。母といふ言葉に対しては自分は、此上もなく弱い心を持つてゐる、マシテ父にはれる場合殊に左うである、自分は胸が一パイになつて、涙が浮むできた、突然その時父が笑ひ出した、『弱虫め直ぐ泣く』といふ心かと一寸取つたが左うでなかつた、『情にセマルとどうもかういふ事があつて……』と父は家一君にいひ訳をしながらかきながら笑つてゐる、自分はもとより泣いた、父は八年前程から『貴様の事ではもう涙も出なくなつた』とよくいつてゐた。八九年ぶりの事である。

母の墓に詣でる、途々涙があふれた、然し墓についた時は、殆ど常の心になつた、室咲の菜の花をさして帰る、〔「10」一三三八頁〕と記されてゐる。

このように、実母は心の中で重要な位置を占めているにもかかわらず、母の記憶は曖昧で、その実像はぼんやりとしている。直哉は

「母の面影はぼんやりして、殆ど捕へ難い。小さな写真が二つ残つてゐて、それらが、僅かに面影をしのぶ頼りになつてゐるが、共に母の二十歳前後のもので、紙に写した方は薄くなり、硝子板に写した方は破れてゐる。」（「実母の手紙」昭和24・1「文藝春秋」〔4〕―三三四頁）

と、書いているが、これは、五十回忌という、年月を経たことだけによるものではない。実母の墓前へ行き、墓に向つて語りかけても、祖父のように、明瞭なその人が浮かぶことなく、（直哉の心が描く）

「実母は如何にも臆病な女らしく不徹底な調子で何か愚図／＼云つた。自分は相手にしないやうにその前を去つた。」（「和解」大正6・10「黒潮」〔2〕―三二六頁）  
ということになってしまう。

実母の像が、生きていた時の様には浮かんでこないのは、母の生前、母とのコミュニケーションが少なかつたことの現れであろう。直哉は母の姿も、母の言葉も、明瞭に想像することができないのである。

しかし、直哉にとっての実母像が、明瞭でなかつただけ、それだけに実母の理想化、不可侵の偶像化が、より強く進行

したと思われる。

実母銀が亡くなって間もなく、義母浩が志賀家に入る。直哉の態度は、

「皆が新しい母を讃めた。それが私には愉快だつた。そして此時はもう実母の死も純然たる過去に送り込まれて了つた、――少くともそんな気がして来た。祖母も死んだ母の事を決して云はなくなつた。私も決してそれを口に出さなかつた。祖母と二人だけになつても其話は決してしなくなつた。」（「母の死と新しい母」〔1〕―三五一頁）  
という。

母を失つた悲しみとは別に、ずっと一人っ子で育ち、兄弟を欲しがっていた直哉の心の中に、新しい家族が増えることへの好奇心、期待感が心の中にふくらんでくる。しかし、直哉は義母を、亡き母の代りではなく、亡き母とは別の存在として、厳密に、位置づけているのである。直哉が、作品の中で義母をさす時、決して單純に「母」と書かないことは、その意識の現れの一つであろう。

直哉の、心情的な、本音の部分は、公表を控えられているが、草稿には、

「母の死後自分は急に母を思ふやうになつた。自分は美しい後の母を心から愛した。後の母も自分には非常によくしてくれた。然し後の母は遂に一度も自分の母ではなかつた。後の

母は遂に一度も自分に對し母らしい感情を持つた事はなかつた。自分もそれは同様だつた。互に越えられない溝があつた。「自分は絶えず母の死によつて出来た心の穴を埋めてくれるものにあこがれてゐた。」「自分の心では祖母の居場所とは祖母の居場所。母の居場所は母の居場所であつた。而して其母の居場所が空いてゐた。自分は愛情に慾深者だつた。」

〔草稿〕或る男、其姉の死 自転車 〔2〕一五九六〜五九七頁)

と、吐露されている。

直哉が義母について語る時は、その人格をほめ、父と息子の板ばさみになりながらも、和解に尽力したことに感謝し、決して悪く言うことがない。

その義母と並べて実母を語るとき、直哉は彼女たちを同じ次元では語らない。義母が、人格的に優れた人物であればあるほど、実母を、絶対化し、自分にとってかけがえのない存在として位置づけようとするのである。

実母娘は直哉にとつて、ひたすら恋慕う対象であり、「僕の実母の夢をよく見た。それは実母はあの時死んではいない。いまでもどこかで生きていると思ふ夢をよく見た。そしてまたこの夢を見ているなと夢の中で思うんだ。それでいて、夢だと馬鹿にはしないんだ。やはり欺されているんだよ。」

と、武者小路実篤との対談「秋の夜話」(昭和38・11「心」[14]—二三三頁上)で、実篤の「君は死んだ人を夢に見るかい?」という質問に對して答えているように、夢の中の人であり、それだけに理想化が強められていったのである。

たとえ記憶は曖昧であっても、実母は血のつながりから来る子の慕情が追い求める存在であるといえよう。

#### 義母浩

浩は直哉が十二才の時から母である。直哉は浩の写真を見て、亡くなつた実母より若く遙かに美しいと感じ、「新しい母を心から待ち焦れるやうになつて居た。」(「母の死と新しい母」[1]—三四八頁)

そして、浩が志賀家に来て以来、直哉の行動に変化が見られる。

まず再婚の式場で、杯を受ける時、家族皆が謹んだ態度でいる中、直哉は一人「勇ましいような心持」をもつて、不器用に右手だけを出して台から杯を取り上げる。翌朝は、浩が近くに居るのを感じると「縁側の簀子で顔を洗つたが、毎朝やるやうに手で涙が何となくかめなかつた。」のであり、前日、浩の母から預かつた浩の忘れ物である絹のハンカチ、直哉が丁寧にたたみ直して自分の用筆筒にしまつて寝たハンカチを口籠りながら渡した時、浩が親しげに「ありがたう」



と言ったことを、「二人だけで口をきいたのはこれが初めてであつた。」と、意識して記憶に残している。直哉は特別な異性への気遣いを見せているのである。父が眠ってから浩と話した時は、祖母に何を話していたか訊かれても、「御話なんかしなかつた」と祖母には秘密にし、「独り何となく嬉しい心持を静かに味はつた。」また、親類廻りが始まって、俾を連ねて行く時には、直哉は「往來の男は母の顔に特別に注意した。」と感じ、浩の顔を無遠慮にじっと見る男を意識する度に「淡い一種の恐怖と淡い一種の得意とを感じて居た。」のである。「母の死と新しい母」「1」―三四八―三五二頁)

これらの直哉の行動には、浩を異性としてとらえ、そして自己の男性を意識し、誇示しようとする気持が感じられる。直哉が抱いたのは目覚め始めた少年の恋愛感情というのはい過ぎであろうか。「母の死と新しい母」の草稿は、定稿に見られない「新しい母は二十三才で自分より十一才の年長であつた。自分は此新しい母を心から愛した。」(「1」―五七九頁上)という言葉で結ばれている。

この美貌の母に対する憧憬、少年の淡い感情は、「異性に對するあこがれの堪えられない気分闷え」や漫然と女の人を恋する気持を持つたりする青年期に「自分は自分の母に對して漠然そんな気持であつた。それは母にも解かつてゐたかも

知れない。母と自分とはよくある、二人で倉の中に入らねばならぬ場合にも自分が入れれば母は必ず網戸の外の『しころ』に待つてゐたし、母が入れば自分が外で待つてゐた。」

「自分はよくこんな事を空想してゐた。若し母が自分に対し義理の子として以上の気持を示す場合があつたら、自分は母も父も妹も弟も自分も皆を非常な不幸に陥れる行為であると云つて自分の身を引かうといふ空想をした。

これは耻づべき空想であつた。」(草稿「濁つた頭」「1」―五六六―五六七頁上)

となる。これらは定稿では削除されている内容である。

また「手帳10」(明治41年執筆)には、

「母と余とは血に於て何の關係もない 然し母子である、而して母の余に對する躰度は、親が子に對するそれではない、」「ア二嫁と義弟の親みに過ぎない、」「母の心にすれば親みの性質は何であらうとも、兎も角一ト通りは親しく(それも、一方に親みを避けるといふ妙な矛盾もあるが)せねばならぬと。つまり、つかず離れずといふ六ヶしい親しみをイ持して行かねばならぬと思つてゐる。」(「15」―二一四頁下)

と記され、義母浩が直哉と親しくなり過ぎることを自身で意識して避けていることが見える。

自身の近親相姦につながるような空想は、後の「暗夜行路」

における母の不義ということ、あり得べきことと作者に感  
じさせ、作品の虚構として成立させた一因ではないかと思わ  
れるが、一人の女性と見る微妙な心理を潜在させつつ、浩と  
の関係を認識する。

浩は継母としての立場、生きぬくの直哉に対する義理を守  
った生き方をした。

異母弟直三の誕生は志賀家の人々に微妙な波紋を投げかけ  
たが、「母は父が私を廃嫡し直三をあとつぎにするやうな事  
があれば私は直三を殺しますと祖母に断言した事があるとい  
つてゐた事がある。」（『阿呆傳』への書入れ）「8」一  
七三八頁）とある通り、意識的に継子の直哉を上、実子の  
直三を下に位置づけて、扱っていた。直哉の家の中の位置づ  
けが、義母の言葉によって明確になったともいえる。こうし  
た複雑な家庭内において、なお、直哉から見ても義母浩に不快  
な感情を持ったことがないといわせるものは、直哉の方に生  
きぬ仲としてのある遠慮があり、祖母に対するような激しい  
感情のぶつかり合いを避けていたことと同時に、浩の意識的  
な努力の結果がもたらしたものである。浩は、  
父子の不和の中にあつて、父と子の緩衝剤となる難しい役割  
を引き受けている。女中千代との結婚を反対され、千代が家  
に返されそうになると、  
「私は直ぐ、母に部屋に来て貰つた。」

『家庭の問題でもありませんが、それ以上に私自身の問題  
ですからネ』私は興奮から息をはずませながらいった。『私  
も一切陰廻りな事はしませんから、自家でも一切それはよし  
て貰はないと困ります』

そして私の承諾なしには決して千代を宿に下げないと云ふ  
約束をして貰つた。」

のである。ここで直哉は、「約束をして貰つた」という言い  
方をしている。「…させる」ではなく、「…して貰う」とい  
う所、「…して貰はないと困ります」という所、高飛車な態  
度に出ながらも、多少の遠慮、わかまえが感じられる。この  
時の浩の態度は、

「母は私が千代と約束した事は早計であつて、その事には同  
情出来ないが約束して了つたものは添はねばならぬといふ意  
味を云つて、同情して呉れた。」

と、直温と直哉、両方の事情をくみとりながら直哉の行動を  
認めるものであった。祖母と違って、直哉自身の考えや行動  
を認め、決して自分の考えを押しつけない浩の態度から、「私  
は母と話して大変いい気分になつた。」（『大津順吉』  
「2」一二九九頁）という感想を持つ。浩は、父子の間に割  
り込んで仲裁するといった出すぎた行動はせず、分をわかま  
えて、父と争つた後の息子の気をしずめ、対立の根を深くし  
ないよう気づかっているのだが、反面この態度が息子と父の

關係を不徹底なものにし、

「父も近頃は自分達の同人雜誌の仕事に或程度の同情を持つて居ると勝手に考へてゐた彼には、一寸案外だった。」（「廿代一面」大正12・1「新小説」[1]—[三七五頁]）  
という、誤解、行き違ひを生むことにもなつていた。

しかし浩の尽力は続き、大正六年、父子は和解する。父直温は和解成功を、最初に浩に知らせている。浩は直哉の手を握りしめて、泣きながら「ありがとう」を繰り返し、直哉の方は「永い間板挟みの苦しい位置にゐて、何度失敗しても父と自分との和解の望を捨てずに居て呉れた事を感謝した。それから先刻云つた堀を飛越すやうな事なく、感情に何の無理もなく彼所に落ちつく事の出来たのは自分には望外の事で、今度の和解は決して破れる事はないと信じてゐる」（「和解」[2]—[四〇八頁]）と浩への礼状を書く。

直哉は、このような浩を

「十年間ままた母と云ふ言葉から聯想出来る只一つの不快な感情をも皆て私に経験させなかつた母に対して、私も涙を流さずにはゐられなかつた。」（「大津順吉」[2]—[二九九頁]）  
「義理の母との關係でも、少しも不服はなかつた。こんなに乱暴な彼も母に対しては全く静かだつた。廿年近かい關係で彼は寧ろ自然に自身の死んだ実母の事を一度も母の前では口にした事がなかつた。もつと自由な關係もあり得やうが彼は

それで満足してゐた。」（草稿「死ぬ死ぬ」[2]—[一五八五頁下]）と評價している。

直哉にとつて浩は、子供なりに自我の出来上がった少年期に突然母親となつた、十一才しか違わない女性であり、感覺的に素直に受容するのは難しい存在であつたといえる。互いに氣遣ひ、距離を持つて接すること、つまり、意識的努力によつて母子の關係を保つたわけで、浩は、直哉の知でとらえられ、作り出された母親であるといえよう。

### 結び

以上、実母が健在であるにもかかわらず、祖母の溺愛に包まれ、乳幼児期に、ほとんど祖母によつて育てられたため、直哉は、生みの母との深い交流を通して、一人の人間から完結した母親像を作る機会を奪われ、さらに、実母の死と父の再婚によつて、もう一人の若い母との新しい關係を自ら作らねばならなかつた。このような環境に置かれた直哉の意識は、結果として、それぞれの「母」が持つ特性によつて規定された「母親」像を形成することになった。必然的に、これらの「母親」像は、それぞれに不完全で部分的なものにならざるを得ないであろう。その辺りについて、祖母、実母、義母、それぞれについて「生理」「慕情」「知」と、とらえて考察

してみた。直哉は、これらの「母親」像を統合せず、厳密に分裂した状態に保っている。三つの「母親」が、直哉にとって最も良い均衡状態にあるように、それぞれの領域を定め、閉じ込めているのである。そして、それぞれの違いを心の中で分け持って作品の中にも活かしたのである。そして現実には、それぞれの「母」を比較することはあっても、侵食し合うことはない。それが複雑な家庭環境の中で心の安定を保つための直哉の方法だったのであろう。

※『志賀直哉全集』（全十六巻 岩波書店）からの引用について

は次のように表記した。

(例) 第二巻五八五頁下段↓「2」―五八五頁下

第二巻二六四頁↓「2」―二六四頁

### 〔補〕

直哉の意識を形成する上で大きな影響を及ぼしたものの一つとして、明治民法に見られる当時の社会慣習を考える必要があると思われる。

フランス民法と同様に個人主義思想に基づき、ボアソナードが起草した旧民法が実施延期となった後、ドイツ民法を参考にして作られた明治民法は、封建的家父長的性格の非常に強いものであった。明治民法では旧武士層の家族秩序が理想

的家族制度とされ、「家」の存続の重視、家長が家族を支配統合し、家族は家長に服従すること、男尊女卑・長幼の序の思想を基調とし、家長を頂点とした家族の中での秩序を重んじるなどの特質を持っていた。

このような社会規範を通して、直哉と彼の家族との関係をみると、彼らのものの考え方や行動は、やはり、この社会規範に拘束されているとみることができる。祖母留女が直哉を養育する態度はまさに明治民法の理念に沿ったものであり、実母銀の置かれた立場や、義母浩の直三の育て方でもまた、家の中での秩序をわきまえたものである。そして、直哉の家族に対する意識は、男性に対するそれと女性に対するそれとは全く異なっている。祖父直道を偶像化された理想像、父直温を自立すべく戦う相手として、自分より上位にあるものとして認識するのに対し、「母親」達に対しては、直哉の意識は、疑いなく、彼女たちより上の立場に立つのである。

直哉の文学と社会との接点をここに見ることができよう。

### 〈参考文献〉

『イデオロギーとしての家族制度』川島武宜 昭和32・2 岩波書店

『家族と法律―かわりゆく夫婦・親子関係をめぐって』中川淳 平成3・4 有信堂高文社